

適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成19年 7月18日

会社名 株式会社テクノマセマティカル
(コード番号3787 東証マザーズ)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 適時開示に関する基本方針

当社では、株主・投資家の皆様に適時に正確かつ公平な情報提供を行うため、証券取引法及び株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、「適時開示規則」という）及び社内規定（インサイダー情報管理規程）を遵守し、会社情報並びにその他の重要な情報を迅速に開示する他、当社への理解を深めていただくための有効な情報につきましても積極的に開示をしております。また、適時開示体制を社内に構築し、内部統制組織を整備運営することにつきましては、取締役の重要な職務と考え内部統制組織の充実を図っております。

2. 開示情報の把握・開示体制

(1) 情報管理責任者及び担当部署について

当社では、取締役管理部長を情報管理責任者としており、重要情報の社内外への開示とその説明については管理部に一元化されております。

(2) 会社情報の把握及び管理について

当社では、インサイダー取引の未然防止を目的としてインサイダー情報管理規程を制定しており、この規定に基づいた内部情報の把握・管理を行っております。

重要な事実が発生した場合には、当該事実を認識した部門より速やかに管理部に情報が集約され、情報管理責任者である取締役管理部長への報告・事実の確認手続きが行われております。

また、各部門の長は、内部情報の管理・徹底を行うとともに、従業員に対して内部情報の重要性を認識・浸透させる責務を負っております。

(3) 決定事実について

重要な決定事項は、原則として毎月1回開催される取締役会において決定される他、必要に応じて臨時取締役会を開催することによって迅速に決定を行っております。

また、決定された事実につきましては、適時開示規則に従い、適時開示の要否について情報管理責任者を中心に検討し、開示が必要と判断した場合には速やかに開示するよう努めてまいります。

(4) 発生事実について

重要な事実の発生は、各役職員より情報管理責任者への適時・網羅的な報告体制が確立されており、情報管理責任者の確認後、遅滞なく取締役会又は社長の承認を経て、情報管理責任者が適時開示規則に照らして開示の要否を判断し、開示が必要な情報を適時開示いたします。また必要に応じて、監査役会、会計監査人及び弁護士に監査、助言を求め、迅速かつ正確に会社情報を形成するよう努めてまいります。

(5) 決算に関する情報について

決算に関する情報は、会計監査人の監査等、法令に基づく所定の手続きの後、決算取締役会で承認し開示を行います。また監査役会による業務監査、内部監査人による内部監査は期中を通じて随時実施されており、会計監査については公正、不偏の立場から厳密に実施されております。

(6) 適時開示の書類作成について

開示書類は適時管理部にて作成し、全ての開示書類は、社長が決裁することとしております。

なお、決算に関する情報につきましては、管理部が財務諸表等を作成し、有価証券報告書及び半期報告書については会計監査人の会計監査を、四半期開示については会計監査人によるレビューを受け、監査またはレビュー終了後の財務諸表等を取締役会で承認し、開示することとします。

(7) 情報開示の方法について

情報開示の方法については、適時開示規則に従い、東京証券取引所への事前説明後、同取引所所管の「TDnet（適時開示情報伝達システム）」を通じて速やかに報道機関他に同一情報を提供致します。

(8) ホームページへの掲載

ホームページは今日の社会においては重要な情報の発信方法であると認識し、TDnetで開示した適時開示情報については、当社ホームページにも掲載してまいります。また、適時開示事項に該当しない情報でも、投資家の皆様の当社に対する理解を深めていただくための有効な情報につきましても随時掲載しております。

(9) 相互牽制体制

- ①常勤監査役及び監査役は取締役会に出席する他、社内業務の監査を行い、取締役の業務執行やコンプライアンス、社内規程の遵守状況について監視を行っております。
- ②内部監査人は、業務遂行の実施状況をチェックし、代表取締役に直接報告する体制をとっております。
- ③意思決定及び情報開示に当たっては、必要に応じて会計監査人や弁護士からの助言を受けております。

以上

(開示情報の把握・開示体制)

